

スポ保第 203 号
令和 2 年 5 月 21 日

各公立高等学校長
県立東桜学館中学校長 殿
各県立特別支援学校長

山形県教育庁スポーツ保健課長

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン及び
学校再開後の部活動について(通知)

部活動については、「県立学校再開に係る対応について」(令和2年5月14日付け、高教第166号、特教第103号)において部活動は行わないこととしておりましたが、補充のための授業計画や地区単位での時差通学の実施方法と部活動の実施方法を調整した上で、原則として6月1日より下記のとおり、部活動を段階的に再開することとします。なお、6月1日前であっても、下記に示す内容について調整が図られた学校から活動の再開を認めるものとします。

つきましては、部活動を再開するにあたり、別紙1「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」を作成しましたので、同ガイドラインを遵守するとともに、別紙2「各競技の特性に応じた留意事項」、別紙3「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく学校におけるチェックリスト」を活用するなど、感染症防止対策を講じたうえで実施いただきますようお願いいたします。

ただし、長期にわたる臨時休業等による運動不足やストレス増の現状を踏まえ、再開する場合は、段階的に部活動を実施願います。

また、各学校にあつては、最終学年生徒の部活動時間の確保にも留意くださるようお願いいたします。

今後は、生徒の体力の状況や部活動の実施状況等を踏まえ、段階的に活動を拡大していくこととして、後日通知いたします。

記

- 1 活動再開日 : 原則として 6月1日(月) から
(6月1日前であっても下記の調整が図られた学校から活動の再開を認める)
- 2 部活動を再開するための調整内容
 - (1) 各校における補充のための授業計画と部活動の実施方法の調整。
 - (2) (1)を踏まえた地区としての時差通学の在り方との調整。
 - (3) 「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドラインに基づく学校におけるチェックリスト」によるチェックの完了。
- 3 活 動 日 : 平日週2日以内、週休日1日以内
- 4 活 動 時 間 : 平日1～2時間以内、週休日2～3時間以内

<担当>学校体育担当 高橋 愛 TEL : 023-630-2852 FAX : 023-630-2893
--

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン

I はじめに

5月14日、県教育委員会は、政府による緊急事態宣言対象地域解除を踏まえ、学習保障を更に拡大していくために、「県立学校における学校再開等に係る対応について（5月8日付け教育庁通知）」を見直して、5月25日から本格的な授業再開を行うこととしました。

本ガイドラインは、このことを受け、部活動を再開するに当たっての基準や再開後の感染拡大予防のための留意点について、スポーツ庁や日本スポーツ協会が策定したガイドライン、これまでの本県専門家会議の御意見等を参考にしてまとめたものです。

なお、部活動を行うに際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び本県の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

II 基本的な考え方

5月25日(月)以降は、本格的に授業を再開することとしているが、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からの御意見等を踏まえ、可能な限り感染及び拡大のリスクを低減させながら、段階的に部活動や学校行事等の教育活動を拡大していくこととしている。

この場合、感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという、「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行うことが求められている。

部活動についても、全職員がこの考え方を理解し対策を講じる必要があり、実施にあたっては、生徒の体力が低下していることや本県の感染の状況等を踏まえるとともに、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下に示す、「基本的な対策」等を遵守し活動するものとする。また、以下に示す「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要である。

なお、本内容は、基本的に感染の状況が収束するまで継続するものとするが、今後の感染の状況等に鑑み、変更する場合は別途通知するものとする。

III 基本的な対策

1 校長及び部活動運営委員会（仮称）が対応すべき内容

（1）校長は、部活動を実施させる場合には、上記「基本的な考え方」を踏まえ、通

常の部活動とは異なる活動であることを顧問（部活動指導員、安全管理担当教員を含む 以下省略）、生徒及び保護者に認識させること。

- (2) 校長は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、定期的な活動計画の確認及び活動内容の把握を行い、生徒の安全な活動の確保や教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。
- (3) 校長は、生徒の部活動への参加について、生徒本人と保護者に対し、感染症対策をしっかりと講じていることを説明したうえで、生徒及び保護者の意向を尊重し参加を強制することのないように顧問に指導すること。
- (4) 校長は、部活動における感染症対策として、部活動運営委員会（仮称）（以下、「委員会」と言う。）を開催し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、以下に示すクラスター発生の3条件を避けるための対策を講じること。
- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらない。
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。
- (5) 校長は、当面の間、通常の活動（部活動等）に参加していない外部関係者等は運動及び文化活動に参加させないこと。（臨時講師、臨時コーチ、卒業生、他校生徒等）
- (6) 委員会は、下記Ⅳ 2（4）①に示した各活動場所における活動人数の目安を参考に、部活動時に多くの生徒ができるだけ集まらないようにするなど、三密を避けるように活動場所の割り当てを行うこと。
※活動場所等の割り当てについては、活動場所が密集しないための工夫や最終学年の残り少ない活動時間の確保の配慮等のため、最終学年から順に活動優先順位とすることも考えられる。
- (7) 委員会は、生徒による電車等の通学状況を踏まえた活動時間帯を設定すること。
※スポーツ保健課で、時差通学を考慮した、高校の下校モデルや活動割り当てモデルを示し、地区単位で協議する際に活用できる資料を準備予定。
- (8) 校長は、今後、学校において再び臨時休業を行う場合には部活動を中止とすること。

2 顧問が対応すべき内容

- (1) 顧問は、部活動を実施する場合には、活動計画を立て校長に提出すること。
- (2) 顧問は、生徒に運動をさせる場合には、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるとともに、生徒のけが防止には十分に留意すること。
- (3) 活動内容については、当面の間、下記「実施するにあたっての留意点」に基づいた活動内容で、自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は見合わせる。

3 活動日及び活動時間

活動日及び活動時間については、それぞれの時点における感染の状況等を踏まえて検討し、別途通知する。

4 感染防止対策

学校が運動及び文化活動を実施するにあたっては、別紙3の「部活動実施に向けた学校における点検チェックリスト」の項目について、活動前、活動中、活動後に全てチェックできる体制を整えてから活動するものとし、チェックできない項目があった場合には、活動を見合わせるか、対策を講じて改善に努めた後で活動するものとする。

IV 実施するにあたっての留意点

1 活動の内容

(1) 運動部について

- ① 運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2 m以上）を空けさせること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ② 簡易で基礎的な活動を基本とし、過度に息があがるような負荷の高い運動はさせないこと。
- ③ 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っでの発声をしたりしないように指導すること。
- ④ 対人競技（柔道、剣道、相撲等）においては、近距離での対人練習は行わせないこと。
- ⑤ チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。
※競技毎の留意事項については県高体連作成の別紙2「各競技の特性に応じた留意事項」を参照すること。
- ⑥ 簡易で基礎的な活動も含め、運動を行えば呼吸が少し早くなることから、できる限り2 m以上間隔を空けさせること。
- ⑦ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをさせること。
- ⑧ やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに

に、生徒にこまめな手洗いを行わせること。

(2) 文化部について

- ① 演奏や合唱、演劇等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っでの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習するなど、工夫して活動すること。集団活動は避けること。
- ② 吹奏楽等は、楽器を共有させないこと。
- ③ その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫すること。
※文化部毎の留意事項については県高文連作成の資料を後日送付する予定であるので参照すること。

2 感染防止対策

(1) マスクの着用について

- ① 顧問はマスクを着用すること。
※顧問が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさをを感じる場合には外すことも可。ただし、特に説明をする時にはマスクの着用すること。
- ② 生徒は、運動を行う場合、2 m以上の間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。

※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」(R2.5.21 スポーツ庁)を参照のこと

(2) 顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるときは指導しないこと。
- ② 顧問は、参加生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握すること。
- ⑤ 顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布のうえ指示するなど、なるべく声を出さないように指導すること。

- ⑥ 一年生については、部活動への登録が済んでいないことが予想されるため、学校が再開され部活動への登録が済むまでは、本活動への参加は見合わせること。ただし、一年生本人が既に入部の意志を固めている生徒については、保護者と校長の了承のもと、安全に十分留意して無理のない活動を体験させることも考えられる。
- ⑦ 健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）、等に留意し、活動前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮すること。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施すること。
- ⑧ 顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くすること。
- ⑨ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行うこと。

（３）生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせること。
- ⑤ 活動後は速やかに後片付けをして下校すること。
- ⑥ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

（４）活動場所について

- ① 使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにすること。
 - ◆活動場所における活動人数の目安
 - 屋内：体育館(バスケットボールコート2面)40人以下、
屋内プール(25m)20人以下、柔・剣道場(コート1面)7人以下
 - 屋外：グラウンド50人以下、テニスコート(コート1面)6人以下、
屋外プール(25m)20人以下
 - 上記を目安とするが、活動時に密集しないよう、練習内容を工夫すること。
- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い（1時間に1～2回程度）、常にドアを広く

開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。

- ③ 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をすること。
- ④ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブなど）の消毒など定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施すること。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。
- ⑥ プールにおいては、プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないことや、特に更衣室等での密を避けるよう指導すること。

（５）更衣室・部室について

- ① 更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないようにすること。
- ③ やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ④ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けること。
- ⑤ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意するなどが考えられる。
- ⑥ 更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

（６）活動場所付近の洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- ③ 洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ④ 手洗い場等には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。布タオルを共用することは避けること。

各競技の特性に応じた留意事項について

〈各競技の共通事項〉

○活動の参加者について

- ・ 通常の活動に参加していない外部関係者等は部活動に参加させないこと。
(臨時講師、臨時コーチ、卒業生、他校生徒等)

○活動場所や環境整備について

- ・ 部室は、荷物置き場としてのみ使用すること。
- ・ 更衣室は、3密にならないようにし、着替えるときには交代で行うこと。
- ・ 練習後は速やかに帰宅すること。シャワー室などの利用は、衛生管理を徹底すること。
- ・ 屋内で活動する場合は、こまめに換気を行い(1時間に1～2回程度)、常にドアを広く開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。
- ・ ミーティングを行う際は、クラスター発生の3条件を避けるための対策を講じたうえで、行うこと。

○活動の準備や後片付けについて

- ・ 活動の前後の手洗いを徹底させ、活動中も休憩等を利用し、手洗いを行わせること。
- ・ 顔や頭などを手で触ることを防ぐため、タオル等を使用するよう努めること。
- ・ 準備・後片付けは最小限の人数で行い、私語をせず速やかに行うこと。
- ・ 飲み物は、各自で準備させること。

○用具の使用について

- ・ 道具は原則共有せず、やむを得ず使用する場合には使用後消毒すること。
- ・ ビブス等は活動後、各自で洗濯すること。
- ・ 用具の操作は、可能な限り担当する人を限定すること(マネージャーのみが操作するなど)。

○活動中や練習内容について

- ・ 近距離での会話や大声での発声をしないこと。
- ・ パス練習・キャッチボールは7～10m、またはそれ以上距離をとること。
- ・ 練習補助者(ノックの際のボールの受け渡しなど)を極力置かないこと。
- ・ 補強トレーニング・ウエイトトレーニングを推奨する。その場合器具は、使用者が代わる度、消毒液などで消毒すること。
- ・ 近距離で向き合っの練習は行わないようにし、体の接触は避けること。また、活動後体調を崩すような負荷の大きい練習は行わないこと。

各競技の特性に応じた留意事項について

部活動名	運動の特性に応じた留意事項
陸上競技	・荒天の場合は、基本的に陸上競技場の使用を自粛する。陸上競技場で練習中に荒天になった場合は、その場に居合わせた顧問同士で連携をとって、風除室および室内走路を待機場所とし、十分なスペースを確保する。その場合は、風除室および室内走路での練習は行わない。 ・集団でのウォーミングアップやダウン、スプリントやペース走は基本的には行わない。たとえば、微風状態(風速1m)での15分以上のペース走は行わないなど。どうしても行わなければならない状況の時は、時間差でスタートする、待機中も走行中も2m以上離れる、真後ろの位置取りは避けるなど、密集した状態にならないような行動をとること。 ・試技の順番を待つ際は密集しないで十分な距離をとること。また、休憩時間が長い練習も密集しやすいため極力控え、短時間で集中した練習内容にする。 ・共有する道具はできる限り使用しない。ポール・投てき物は共有しない。やむを得ず共有が必要な道具を使用する場合には練習前と練習後に道具等を消毒すること。また共有物を使用した生徒にはこまめな手洗いを行わせること。
体操競技	・補助を必要とする練習は避ける ・複数人で使用する体操器具は、使用者が代わる度消毒する。
新体操	・補助を必要とする練習は避ける ・団体演技練習は、個別の練習にする。 ・手具の交換練習は行わない。
ソフトテニス	・1コートで複数が同時にボールを打つ練習については、片面2人までとすること。 ・練習中(待機時やボール拾い等を含む)は、仲間との距離を2m以上とること。 ・ダブルスの練習は行わない。
卓球	・ダブルスの練習は行わない。 ・ネットに近づくプレーは避けること。 ・1時間に1回以上、換気と台拭きを行うこと。
バスケットボール	・敵味方の接触がある状態での攻防の練習は避けること。 ・対面を避け、一方向への移動等練習方法を工夫する。 ・使用するボールは、可能な限り一人1個とし選手同士の接触を極力避ける。
バレーボール	・練習中(待機時やボール拾い時を含む)は、仲間との距離を2m以上とること。 ・対面する等、ネット際のプレーの練習は行わない。
サッカー	・敵味方の接触がある状態での攻防の練習は避けること。 ・パス練習は7～10m、それ以上の距離を取って行うこと。
ソフトボール	・バット、ヘルメット、捕手防具などの消毒を徹底する。 ・ランナーをつけて実践練習時のタッチプレイ等、選手同士の接触プレイはしない。 ・打撃練習時に捕手をつけて行わない工夫をする。 ・打撃、守備、走塁練習時には、2m以上の間隔をとって順番を待つようにする。 ・ノックの際、受ける選手と待っている選手とで適切な距離を確保する。 ・ボール拾いや片付け、整備をする際などは、仲間との適切な距離を確保し、最小限の人数で行う。 ・キャッチボールは10m以上間隔を空ける。
バドミントン	・ダブルスの練習は行わない。 ・ゲームや練習における至近距離での会話やハイタッチなどは避ける。 ・ノック形式の練習における、ノッカー(フィーダー)に対するシャトルの直接手渡しはしない。 ・練習の前後や休憩中に、十分な換気を行う。
柔道	・一人打ち込みは組み合っている相手を想定して、得意技や連絡技等を行う。 ・ICT器具などを使用し、自身のフォームをチェックしたり、立ち技や固め技の研究を行う。
剣道	・対人練習を行わない。 ・換気には特に気をつけて窓等を解放した状態で個人トレーニング活動を実施する。 ・竹刀、木刀等の消毒および練習前後の手洗いを徹底する。 ・ICT器具などを使用し、自身のフォームをチェックしたり、得意技の研究を行う。 ・発声を伴う練習は行わない。
相撲	・ぶつかり稽古、申し合いなど身体の接触を伴う対人練習は行わない。 ・四股、股割り、すり足、てっぼうなど個人でできる基本練習を中心として行う。 ・体幹トレーニングや筋肉トレーニングなど基礎的トレーニングを行う。 ・練習の際は2m以上の間隔をとり、声を出さないで行う。

各競技の特性に応じた留意事項について

部活動名		運動の特性に応じた留意事項
水 泳	競泳	・接触して補助が必要となる練習は避けること。 ・ペアでストレッチやトレーニングは避けること。
	水球	・対人プレーなど接触する練習をしないこと。
	飛込	・接触して補助が必要となる練習は避けること。 ・ペアでストレッチやトレーニングは避けること。
登 山		・登山活動の歩行時及び休憩時等に2m程度の距離を取ること。 ・野営技術(テント設営や調理)では、マスクを着用し、特に調理ではしっかりと手を洗ったうえで、出来上がった料理を確実に取り分けて食するようにする。必要以上の接触は避ける。 ・宿泊を伴う登山は当面見合わせる。
スキー		・基本対策 キープディスタンス 距離をとった練習方法を工夫して行う。 ・対面・対人・ペアでのトレーニングは避ける。 ・他人の道具には一切触れない、借用しない。 ・使用物品に関しては、毎回消毒する。
ハンドボール		・仲間との身体接触を避ける。 ・仲間との距離をとったパス練習など、練習方法を工夫する。 ・シュート練習では、コートプレーヤーとゴールキーパーの距離を着地時に2メートル以上とるようにする。 ・対人で向き合って行う練習は避ける。 ・攻防や練習ゲームは行わない。 ・準備や片付けの際は、最小限の人数で話をしないで行う。
レスリング		・対人などの密接する練習を避け、1人で行う練習を行うこと。 ・部員同士の距離をとったり、練習メニューや時間をずらしたりして密集を避ける工夫をすること。 ・活動中は1時間に1回換気を行い、密閉を防ぐこと。 ・複数人が使用する器具などは、使用する人が替わるごとに消毒すること。 ・活動場所の消毒を行うこと。
弓 道		・接触を伴う指導をする際は接触を最小限にし、マスクを着用し、手指の消毒または手袋をした上で行う。 ・矢取など他者の道具に触れた場合は手指の消毒を行うこと。 ・的中時などの声は出さない。
ボクシング		・対人練習(スパーリング、マスボクシング、ミット打ち)など、近接距離で行う練習は行わない。 ・グローブなど練習用具を共有して使用しない。 ・個人で周囲と2m以上の距離をとりながら練習する。
フェンシング		・準備運動の際に集団でのランニングや声掛け、ペアでの柔軟などは行わない。 ・対人練習は行わない。 ・マスク、グローブ、剣など、用具の貸し借りは行わない。 ・相手との握手は行わない。
ウエイトリフティング		・シャフトやディスクは使用する人が代わるたびに消毒する。 ・補助が必要な練習は避け、個人で対応できるような練習メニューを精査する。 ・声掛けなどは避け、マスクを着用する。 ・保護者の承諾を得る。
野球		・バット、ヘルメット、捕手防具などの消毒を徹底する。 ・ランナーをつけて実践練習時のタッチプレイ等、選手同士の接触プレイはしない。 ・打撃練習時に捕手をつけて行わない工夫をする。 ・ティー打撃時は、ティー台を使用する。 ・打撃、守備、走塁練習時には、2m以上の間隔をとって順番を待つようにする。 ・ノックの際、受ける選手と待っている選手とで適切な距離を確保する。 ・ボール拾いや片付け、整備をする際などは、仲間との適切な距離を確保し、最小限の人数で行う。 ・キャッチボールは10m以上間隔を空ける。
自 転 車		・室内の練習では、仲間との距離をしっかりとって行い、複数での練習は避けること。 ・固定式バイク等の練習は隣と2m以上の間隔をあけて行う(密集しないようグループ分け)。 ・ランニングやロードバイクは少人数グループで、5m以上の間隔をあけて行う。

各競技の特性に応じた留意事項について

部活動名	運動の特性に応じた留意事項
空手道	・2メートル以上の間隔をとり向かいあわないように行う。 ・基本動作については、素突き、素蹴りを行う。 ・各個人、基本動作や技の流れを確認しお互いにみとり稽古を工夫して実施する。 ・基本動作については、素突き、素蹴りを行う。 ・サンドバックやチューブを使用し技の確認を行う。 ・相手を想定したイメージで動作や技を確認しコートを広く使用し工夫して実践する。 ・礼法の練習 ・ICT機器を活用した技術理解を深める練習などを行う。
テニス	・1コートで複数が同時にボールを打つ練習については、片面2人までとすること。 ・練習中(待機時やボール拾い等を含む)に仲間との距離を2m以上とること。 ・ダブルスの練習は行わない。
ホッケー	・敵味方の接触がある状態での攻防の練習は避けること。 ・対人での向き合っの行う練習は避けること。 ・試合形式の練習は避けること。 ・用具の貸し借りはしないこと。
ボート	・オール等の用具は、使用後中性洗剤等でよく洗浄すること。 ・舵手と漕手が対面する艇は、出艇を避けること。
ヨット	・競技中以外は極力マスクの着用を務める(マスクがない生徒には布マスクを自作させる)。 ・2人乗りの艇種を当面の間控え、一人乗りのヨットで海上練習を行う。 ・指導する際に距離を保つ。 ・外部からの指導者を当面の間控える。 ・自身の船と道具(ロープ類)を固定し、使いまわしや海上で交代させないようにする。
ラグビーフットボール	・スクラムやモール、タックルなどのコンタクトプレーによる身体接触を避けること。 ・仲間との距離をとったパス練習など、練習方法を工夫すること。
アーチェリー	・行射(弓で矢を射つこと)、行射間などの待機、矢の回収時には、他者と2m以上距離を取ること。 ・標的の準備の際は、最小限の人数で話をしないで行うこと。
なぎなた	・使用する「なぎなた」等の用具・手拭いの除菌・消毒の徹底。 ・自分以外の用具・道着・袴・手拭い・防具等を、触らないよう指示の徹底。 ・1時間ごとの道場の換気の徹底。 ・対人練習を行わない練習メニューの計画・実施。 ・ダミー人形などを用いた打ち込み練習や礼法の練習など、一人で行う練習方法を工夫する。 ・ICT機器を活用した技術理解を深める練習を行う。
カヌー	・ペア・フォア艇での練習を避ける。 ・室内は窓を開け換気を行いながら、人数を制限し周りとの距離をしっかりと空けて単独で行えるメニューを実施する。
ライフル射撃	・部活動中は極力マスクの着用に努めること。 ・準備や後片づけは必要最小限の人数で話をしないで行うこと。 ・ライフル銃等の共有は避けること。 ・射座と射座の間は2m以上の間隔を確保すること。
スケート	・基本的生活習慣の継続(食事、睡眠等)。 ・手洗いの徹底(活動前、活動中、活動後、適宜健康観察の実施)。 ・個人記録ノートの提出(検温、健康状態等)。 ・固定式バイク等の練習は隣と2m以上の間隔をあけて行う(密集しないようグループ分け)。 ・ウェイトトレーニングは補助が必要な種目、重量は避けて行う。 ・ランニングやロードバイクは少人数グループで行い、5m以上の間隔をあけて行う。 ・体調不良者は、休養するよう指示。
少林寺拳法	・組演武の練習を実施しないこと。 ・相手を想定しながら一人での練習を工夫すること。 ・個人練習の際は対面せず、2m以上の間隔を確保すること。 ・ICT機器を活用した技術理解を深める練習を行う。

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動の ガイドラインに基づく学校における点検チェックリスト

令和 2年 5月 21日
教育庁スポーツ保健課

※「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」に記載内容の事項について、活動前、活動後にチェックするものを分けて記載した。

◆部活動再開前の留意点

校長及び部活動運営委員会(仮称)が対応すべき内容

1 基本的な考え方

- ☐ 基本的な考え方について、全職員に周知している

2 基本的な対策

- ☐ (1) 校長は、部活動を実施させる場合には、「基本的な考え方」を踏まえ、通常の部活動とは異なる活動であることを顧問(部活動指導員、安全管理担当教員を含む以下省略)、生徒及び保護者に認識させている。
- ☐ (2) 校長は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえたうえで、定期的な活動計画の確認及び活動内容の把握を行い、生徒の安全な活動の確保や教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行っている。
- ☐ (3) 校長は、生徒の部活動への参加について、生徒本人と保護者の意向を尊重し参加を強制することのないように顧問に指導している。
- ☐ (4) 校長は、生徒の部活動における感染症対策として、部活動運営委員会(仮称)(以下、「委員会」と言う。)を開催し、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、クラスター発生の3条件を避けるための対策を講じている。
- ☐ (5) 校長は、通常の活動に参加していない外部関係者等は参加させていない。
(臨時講師、臨時コーチ、卒業生、他校生徒等)
- ☐ (6) 委員会は、「◆活動前のチェックリスト 4(4)②」に示した各活動場所における活動人数の目安を参考に、部活動時に多くの生徒ができるだけ集まらないようにするなど、三密を避けるように活動場所の割り当てを行っている。
- ☐ (7) 委員会は、生徒による電車等の通学状況を踏まえた活動時間帯を設定している。
- ☐ (8) 学校において再び臨時休業を行う場合、部活動を行わないこととなっている。

◆活動前の留意点

1 顧問が対応すべき内容

- (1) 顧問は、部活動を実施する場合には、活動計画を立て校長に提出している。
- (2) 顧問は、生徒に運動をさせる場合には、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるとともに、生徒のけが防止に十分に留意している。
- (3) 活動内容については、当面の間、下記「3 実施するにあたっての留意点」に基づいた活動内容で、自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は見合わせている。

2 活動日及び活動時間

- 活動日及び活動時間については、県教委からの通知に従っている。

3 実施するにあたっての留意点

(1) 活動の内容

① 運動部について

- ア) 簡易で基礎的な活動を基本とし、過度に息があがるような運動は避ける。
- イ) 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っでの発声をしたりしないような活動内容としている。
- ウ) 対人競技（柔道、剣道、相撲等）においては、近距離での対人練習は行わせない計画となっている。
- エ) チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫した計画としている。
- オ) 競技毎の留意事項については県高体連作成の別紙2「各競技の特性に応じた留意事項」を参照している。
- カ) やむを得ず使い回す道具を使用させる場合には使用前後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせること。

② 文化部について

- ア) 演奏や合唱、演劇等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っでの活動は避け、少人数で、換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習するなど、工夫した活動を計画している。
- イ) 吹奏楽等は、楽器を共有させない指導をしている。
- ウ) その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう計画している。
- エ) 文化部毎の留意事項をチェックしている。（送付後）

4 感染防止対策

(1) マスクの着用について

- 生徒は、運動を行う場合、2m以上の間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととすることを指導している。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用することも指導している。

(2) 顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認している。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のあるときは指導しない。
- ② 顧問は、参加生徒に対し下記の「(3)生徒個人の対応について」に示す内容を指導するとともに活動前に健康観察をする予定である。
- ③ 顧問は、生徒の参加状況を把握している。
- ④ 顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布のうえ指示するなど、なるべく声を出さないように準備している。
- ⑤ 一年生について、部活動への登録が済んでいない場合、学校が再開され部活動への登録が済むまでは、本活動への参加はさせていない。ただし、一年生本人が既に入部の意志を固めている生徒については、参加について保護者と校長の了承を得ている。
- ⑥ 健康診断を年度当初に実施できていない場合、家庭との連携（健康調査票等を活用）や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）等に留意し、活動前・中・後の生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう計画している。また、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断するよう指導している。

(3) 生徒個人の対応について

- ☐ ① 生徒に、活動前に体調を確認させ、発熱（37.5℃以上）や風邪の症状がある者は欠席している。
- ☐ ② 生徒に、咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底させている。
- ☐ ③ 生徒に、飲用水は個人で準備させ、ボトルやカップ・タオル等の共用をしないよう指導している。

(4) 活動場所等について

- ☐ ① 使用時間及び活動場所の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにされている。
- ☐ ② ◆活動場所における活動人数の目安
屋内：体育館(バスケットボールコート2面)40人以下、
屋内プール(25m)20人以下、柔・剣道場(コート1面)7人以下
屋外：グラウンド50人以下、テニスコート(コート1面)6人以下、
屋外プール(25m)20人以下
- ☐ ③ 屋内の場合は、常にドアを広く開け、窓を開けておくなど密閉した空間を作っていない。
- ☐ ④ 通常の活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をしている。
- ☐ ⑤ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施している。
- ☐ ⑥ 換気の悪い活動場所の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じている。
- ☐ ⑦ プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないように指導している。

(5) 更衣室・部室について

- ☐ ① 更衣室や部室は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意していることから、原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は下記②～④を徹底している。
- ☐ ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないよう指導している。
- ☐ ③ やむを得ず更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底している。
- ☐ ④ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けるよう対策をとっている。

- ⑤ 更衣室については、複数の部屋を用意するなど、密を避けるための工夫をしている。
- ⑥ 更衣室や部室内で、複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒している。

(6) 活動場所付近の洗面所(トイレ)や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意している。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒している。
- ③ 洋式トイレの場合は「蓋を閉めて汚物を流す」よう掲示している。
- ④ 手洗い場等には石鹸を用意している。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をしている。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くための布タオルは置いていない。
可能な場合は、ペーパータオルを準備している。

◆活動後の留意点

1 感染防止対策

(1) 顧問の対応について

- ① 顧問は、参加生徒に対し下記の「(2)生徒個人の対応について」に示す内容を指導するとともに活動後に健康観察をおこなった。
- ② 顧問は、活動後は生徒を速やかに帰宅させ、下校確認等をおこなった。
- ③ 生徒に、活動後に体調の異変を感じたら直ぐに顧問に知らせよう指導している。